

令和7年度副業・兼業人材確保事業費補助金募集要項

令和7年度副業・兼業人材確保事業費補助金について、交付を希望される場合は、下記により申請ください。

1 目的

県は、中小企業等が専門的な知識を有する人材を受け入れることを支援するため、副業・兼業人材確保事業を行う中小企業等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付します。

2 補助対象者

県内に主たる事業所を有し、常時使用する従業員の数が1,000人未満である会社、個人事業主、組合等。ただし、以下に該当する場合は対象外とします。

- (1) 各種助成金等の不正受給の履歴がある場合
- (2) 静岡県税等法令等で義務付けられている諸税の滞納がある場合
- (3) 労働関係法令違反の履歴（過去3年間）がある場合
- (4) 暴力団又は暴力団員と関係を有している場合

3 補助の対象となる事業：副業・兼業人材確保事業

静岡県プロフェッショナル人材戦略拠点と、拠点に登録のある人材紹介会社の連携による仲介又はプロフェッショナル人材戦略全国事務局とパートナーシップ協定を締結している大企業との連携によって、県内外の副業・兼業人材を県内の事業所に受け入れる。

副業・兼業人材

中小企業等において必要とされる専門的な分野に関する知識を有し、経営の強化につながるような活躍が期待できる者として当該中小企業等が受け入れようとする人材であって、業務委託等契約に基づき職務や期間を限定してその業務に従事する者。

4 補助の対象及び補助率

次の表に掲げるとおり。中小企業等1社につき1年度内に1回限りとし、副業・兼業人材1人までとする。また、補助対象経費は、業務委託等契約期間の初日から、補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日までに支払いを完了した経費に限る。

区分	補助の対象	補助率（額）
特別型	過去に拠点を利用した副業・兼業人材の活用を行っていない中小企業等が初回の副業・兼業人材確保事業の実施に要する以下の経費（業務委託等契約期間が5か月以内の場合に限る。） ・ 副業・兼業人材を確保するための人材紹介手数料 ・ 副業・兼業人材に支払う報酬 ・ 県外の副業・兼業人材が、居住地等から県内の事業所等を訪れて業務に従事する場合に要する旅費（交通費及び宿泊費。ただし1回の往復移動に伴う交通費の実費負担が1万円未満の場合を除く。旅費の算定は、静岡県職員の旅費に関する条例（昭和31年静岡県条例第48号）に基づき算出した額又は実費のいずれか低い額とする。以下同じ。）	左に掲げる経費の10分の8以内とし、副業・兼業人材1人当たり500千円を限度とする。

事業実施期間	令和８年２月２８日まで
実績報告書の提出	事業完了の日から起算して３０日を経過した日又は令和８年２月２８日のいずれか早い日まで
交付確定通知	実績報告書提出日からおおむね２週間後
請求書提出	交付確定通知書が到着した日から起算して１０日を経過した日又は令和８年３月１５日のいずれか早い日まで
補助金の支払い	請求書受領日からおおむね３０日後

【申請書類の提出先及び問い合わせ先】

名 称：静岡県経済産業部就業支援局産業人材課

所在地：〒420-8601 静岡市葵区追手町９－６（県庁東館７階）

電話番号：０５４－２２１－２８２５

メール：sangyo-jinzai@pref.shizuoka.lg.jp